

用図書を採択する。

II 地区教材用 図書選定審議会（以下「審議会」という）の運営方針

1 選定の方針

- (1) 小学校は一般方針の「3」により行なうものとする。
- (2) 中学校は昨年度に選定した教科用図書を継続して選定するものとする。ただし、特に必要のある場合は、この限りでない。

2 審議会の組織

- (1) 審議会は、市町村教育委員会の代表および校長、教諭よりなる若干名の委員をもって組織する。
- (2) 審議会に教科ごとの専門委員会を設けることができる。
- (3) 専門委員会は、校長、教諭、学識経験者等よりなる数名の専門教員をもって組織する。
- (4) 専門委員は、各教科の専門的な識見にすぐれているとともに、特に公大な人物をもってあてるように留意する。

3 選定の手順

- (1) 審議会は、小学校については、昭和40年度、中学校については、昭和37年度使用教科用図書研究資料を参考にするとともに県教育委員会の指導、助言または援助をもとめる。
- (2) 審議会は、選定した教科用図書の発行者の番号、略称、教科用図書の記号、番号、書名、著作名および選定の理由を記載して市町村教育委員会に答申する。

4 審議会の秘密の保持

審議会の委員、専門委員は正当の理由がなく、審議会の経過または委員会の意見をもらしてはならない。

備考 一般方針の「4」の事項は、7月15日までに行なうこと。

III 教科用図書選定基準

1 地域適合性

(1) 指導上

- ① 現場の教育課程に必ずの幅があるか。
- ② 学習指導のいろいろの様式に適應できるか。
- ③ 能力差に必ずの幅があるか。
- ④ 学習の発展に考慮がはらわれているか。
- ⑤ 重要な教材を強調するようにくふうされているか。

(2) 学考上

- ① 児童・生徒の要求、能力、興味に合致しているか。
- ② 児童・生徒の発達段階の特性に合致しているか。

③ 男、女いずれにも適應しているか。

④ 児童・生徒の活動が現実生活に結びつくように考えられているか。

(3) 授業

① 分量が授業時間に適當であるか。

(4) 施設・設備、経営

① 本県の施設・設備に適應するだけの幅があるか。

② 学級編成に適應しているか。

(5) その他

① 製本はじょうぶであるか。

② 分析はあまり多くないか。

2 資料

(1) 教育の一般目標ならびに各教科の学習指導要領の趣旨を達成するのにじゅうぶんの内容があるか。

(2) 平和国家、文化国家の理想を包蔵し立場が公正であるか。

(3) 資料はかたよらず新しいものか。

(4) 公民的、道徳的考慮がなされているか。

(5) 内容は気品があるか。

(6) 原典、出典は信頼できるか。

3 配列と組織

(1) 章、節の区分、分量は適切か。

(2) 各分節は明瞭な目標をもっているか。また、全体的に統一がとれているか。

(3) 語いは各学年に適當に配分されているか。

(4) 他教科との関連が考慮されているか。

(5) 表現は学年に応じているか。また、易から難に漸近しているか。

4 学習の補助資料

(1) 文章は簡潔で印象的であるか。

(2) 表現は学習を動機づけるようにくふうされているか。

(3) 学習の発展をさそうような内容をたくさんもっているか。

(4) 制限漢字を用いているか。

(5) さし絵、図表、写真は適切でよく説明されているか。

(6) 具体的で示唆にとむ質問をのせてあるか。

(7) 練習問題は自発的活動を誘発するようにくふうされているか。

(8) 目次、索引、語い等くふうされているか。

(9) 活字の大きさ、スペースの使い方が児童・生徒の発達段階に合致しているか。

5 魅力性

(1) 外観がりっぱで児童・生徒を引きつけるか。

(2) さし絵、図表、写真は鮮明であるか。

(3) 色彩は上品で美しいか。